

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準

農作物生産及び野生作物の基準

(JAS 有機基準との比較対照表、但し畜産、飼料を除く)

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会編纂

<http://www.yu-ki.or.jp>

第 2 版

2011 年 7 月 12 日

改訂履歴

版	改訂	改訂日
第 1 版	策定	2010 年 3 月 20 日
第 2 版	ナショナル・リストの改訂（追加と削除）による改訂、訳語の統一（例：合成→化学合成、農産物→農林物資等）	2011 年 7 月 12 日

作物生産及び野生作物の基準について

以下は、NOP の基準書の作物生産及び野生作物生産の該当部分を抜粋したものである。NOP における作物生産は、有機 JAS における有機農産物の生産、野生作物は採取作物にほぼ該当している。ここでは、NOP の基準に対応する有機 JAS の基準を比較のために記載する。NOP の基準書では、有機 JAS に有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料、加工や小分けなどの基準が、まとまった基準書となっている。本基準書の編纂にあたっては、農林水産省による NOP 基準書の翻訳を参照した。

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準（農作物及び野生作物）第 2 版

（NOP の項目については、番号、記号は、NOP 規則の番号、記号を用いた。）

NOP 項目	NOP	該当する JAS 関係
<p>サブパート A § 205.2 用語の定義</p>	<p>オーガニック法・・・改正後の 1990 年有機食品生産法。</p> <p>ナショナル・オーガニック・プログラム (NOP)・・・オーガニック法で承認された、その規定の施行を目的とするプログラム。</p> <p>オーガニック・・・オーガニックとは、米国のオーガニック法及び NOP 規則に従って生産された農林物資であることを意味する、ラベル表示用語。</p> <p>農林物資・・・畜産物を含め、食用もしくは家畜飼料用に米国で販売される、加工の有無を問わないあらゆる農産物をいう。</p> <p>農作物・・・農産物または家畜飼料として販売されることになっているか、または養分や土壌の肥沃度の管理のために圃場に用いられる、牧草、被覆作物、緑肥作物、間作物やその他すべての植物またはその一部。</p> <p>認証・・・生産事業もしくはハンドリング事業がオーガニック法及び NOP 規則を遵守しているとの認証機関による判定で、認証証が交付される。（ハンドリングの定義は第 4 章の定義を参照）</p> <p>認証事業・・・認証機関から、オーガニック法及び</p>	<p>有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の日本農林規格及びそれぞれの認定の技術的基準に該当。</p> <p>有機農産物・・・有機農産物の日本農林規格第 4 条に従い生産された農産物（飲食良品に限る）をいう。（有機農産物の日本農林規格第 3 条）。</p> <p>認定・・・農林物資の生産事業、小分け事業もしくは製造事業が JAS 法、有機農産物の日本農林規格、有機加工食品の日本農林規格（以下単に日本農林規格という）及び各認定の技術的基準に適合しているとの登録認定機関による判定で、認定証が交付される。</p> <p>認定事業・・・登録認定機関から、JAS 法、日本農林規格及び各認定</p>

<p>NOP 規則に従ったオーガニック生産ないしはオーガニックハンドリングのシステムを利用していると認証された農作物もしくは家畜の生産、野生作物の収穫もしくはハンドリング事業か、あるいはかかる事業の部分。</p> <p>認証機関・・・生産事業もしくはハンドリング事業を認証生産事業もしくは認証ハンドリング事業と認証することを目的とした認証機関として農林水産省から認定された組織体。</p> <p>商業的に購入可能・・・オーガニック・プランを審査する際の認証機関の規定に従って、オーガニックな生産システムないしハンドリングシステムにおける基本的な機能を実現するのに、適切な形、品質もしくは数量で生産資材を購入できること。オーガニック・プランを審査する段階で認証機関が判断する。</p> <p>並行生産・・・オーガニック農林物資と非オーガニック農林物資、両方の生産事業もしくはハンドリング事業を行うこと。</p> <p>化学合成物質・・・化学的な工程又は自然に生まれた植物源、動物源もしくは鉱物源から抽出された物質を化学的に変化させる工程によって配合又は製造された物質。但し、当該用語は自然に生じる生物</p>	<p>の技術的基準に適合していると認定された生産行程管理者又は小分け業者の行う当該事業。</p> <p>登録認定機関・・・JAS 法第 16 条により登録申請を行い、同第 17 条の 2 により登録を受けた又は同第 17 条の 3 により登録の更新を受けた認定機関で、事業者が日本農林規格により格付を行いかつ格付の表示を行うこと（同第 14 条及び第 15 条）を認定する組織体。</p> <p>入手可能という文言に該当（但し、「入手困難な場合」等、購入・入手が困難なケースについて使用される場合が多い。有機農産物の日本農林規格第 4 条種子、苗の項等）。</p> <p>特に定義はないが、左記に同じ。</p> <p>特に定義はないが、ほぼ同趣旨。「化学的に合成された〇〇」とか「化学的処理をされた〇〇」（あるいは「化学的処理を行ってない云々」等の規定文言となっている。</p>
--	---

<p>学的工程によって生成される物質には適用されない。</p> <p>禁止物質・・・オーガニック法又はNOP 規則において、オーガニック生産もしくはオーガニックハンドリングのいかなる部分にも使用することが禁止されている物質か、あるいは、かかる使用に関する定めがない物質。</p> <p>輪作・・・圃場を休ませることなく、同じ種もしくは科の作物を繰り返し栽培しないために、あらかじめ決められたパターンもしくは順番で、毎作物年、あるひとつの圃場で一年生作物を交互に栽培する営農法。永年作付けシステムでは、アレイ・クロッピング、インタークロッピングやヘッジローなどの手法を使って、輪作に代わる生物多様性の導入を図る。</p> <p>組換えDNA技術・・・組換えDNA技術そのものについての定義はないが、除外手法として次の記述がある。</p> <p>生物体の遺伝子を組み換えるために、または、自然な環境若しくは作業では不可能で、オーガニック生産とは両立しないと考えられる手段によって、その生育・成長に影響を与える為に用いられる、多様な手法。当該手法には細胞融合、マイクロカプセル化</p>	<p>使用禁止資材・・・肥料及び土壌改良資材（別表 1 に掲げるものを除く。）、農薬（別表 2 に掲げるものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。（有機農産物の日本農林規格第 3 条）</p> <p>組換えDNA技術・・・酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。（有機農産物の日本農林規格第 3 条有機加工食品の日本農林規格第 3 条）</p>
--	--

	<p>並びにマクロカプセル化や組換えDNA技術（組換えDNA技術で実現する場合には、遺伝子欠失、遺伝子の倍加、外来遺伝子導入及び遺伝子の位置の変更を含む）などがあるが、従来の育種、接合、発酵、雑種形成、体外受精ないしは組織培養の利用は、これに含まれない。(NOP § 205.2 用語の定義の「除外手法」の記述)</p> <p>栄養繁殖苗・・・植物の生産ないしは繁殖で使われる、一年生苗以外の、あらゆる植物もしくは植物組織。根茎、苗条、切断された葉・枝、地下部や塊茎もこれに含まれる。</p> <p>一年生苗（木）・・・植え付けられた作物年もしくは作期に生活環を終えるか、収穫が可能になる、種子から生育させた植物。</p> <p>緩衝帯・・・認証生産事業またはその一部と、オーガニック管理の下にない隣接地の間に位置する区域。緩衝帯は認証事業の一部である区域の、隣接地に使用された禁止物質との不測の接触を予防できる、十分な規模もしくはその他の機能（例えば、防風設備や分水溝など）を備えていなければならない。</p>	<p>栄養繁殖苗及び一年生苗（木）の定義は特にはないが、有機農産物の日本農林規格第 4 条、種子、苗等の項に「苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く）で繁殖の用に供されるものをいう。）という規定がある。</p> <p>緩衝帯・・・定義は特にはないが、圃場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じること、となっている。(有機農産物の日本農林規格第 4 条)</p>
<p>サブパート B 適用性</p>	<p>「100%オーガニック」(100%organic)、「オーガニック」(organic) (有機原材料 95%～100%未満)</p>	

<p>§ 205.100 (a) 認証の対象</p>	<p>及び「オーガニック○○○使用」(made with organic○○○)(有機原材料 70%~95%未満)として販売、ラベル表示又は表示されることになっている農作物、家畜、畜産物、その他の農林物資を生産もしくはハンドリングする(取り扱う)各々の生産事業又はハンドリング事業は、NOP 規則のサブパートEの規定に従って認証を受けるとともに、NOP 規則の該当するその他のすべての要件を満たさねばならない。</p>	
<p>サブパート C オーガニック生産の要件 § 205.201 オーガニック生産のシステムプラン</p>	<p>(a) オーガニック・システム・プランの作成 オーガニック表示をしようとする生産業者は、認証機関が合意するオーガニック・システム・プランを作成しなければならない。このプランには、次の事項を含むこと。</p> <p>(1) その実施頻度を含め、実施し、守るべき生産方法とその手順。</p> <p>(2) 生産資材またはハンドリングのための資材(原料)として使われる物質のリスト。その内容には、その組成、由来及び使われる場所、該当する場合には、商業的購入可能性に関する文書を含むものとする。</p> <p>(3) 当該プランが計画通りに実施されていることを実証するための確認行為(モニタリン</p>	<p>1. 内部規定、格付規程・・・次の事項について内部規程及び格付規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(有機農産物及び有機飼料についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準(以下単に有機農産物の認定の技術的基準という)の二の2)・・・採取場において採取する場合は(1)(2)の事項は除く。</p> <p>(1) 種子又は苗等(苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部(種子を除く。))で繁殖の用に供されるものをいう。)の入手に関する事項</p> <p>(2) 肥培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項</p> <p>(3) 生産に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>(4) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項</p>

	<p>グ) とその手順に関する記述。これには、その確認行為の頻度を含むものとする。</p> <p>(4) § 205.103 に定められた要件を遵守するために導入された記録保存システムの内容。</p> <p>(5) 並行生産において、オーガニック製品への非オーガニック製品の混入防止と、オーガニック生産行為及びそれらの製品と禁止物質との接触防止のための管理法及び設置される物理的な障壁についての説明。</p> <p>(6) NOP 規則遵守状況の評価のために必要であるとして認証機関から指示された事項。</p>	<p>(5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関への通知に関する事項</p> <p>(6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(有機農産物の認定の技術的基準の四の 1)</p> <p>(1) 生産行程についての検査に関する事項</p> <p>(2) 格付の表示に関する事項</p> <p>(3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項</p> <p>(4) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>(5) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(有機農産物の認定の技術的基準二の 1 生産行程管理責任者が行う職務)</p> <p>生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(1) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</p>
<p>サブパート A 定義</p>	<p>(a) 「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック○○○使用」として販売、</p>	<p>(有機農産物の認定の技術的基準二の 3)</p> <p>内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管</p>

<p>§ 205. 103 記録保存</p>	<p>ラベル表示または表示することを意図した農林物資の生産、収穫及び収穫後の行程に関する記録を維持管理しなければならない。</p> <p>(b) これらの記録は、下記のようなものでなければならない。</p> <p>(1) 認証事業者が行う業務に合わせた内容であること。</p> <p>(2) 認証事業者のすべての活動並びに取引を、容易に理解できかつ監査できるよう十分に詳細に開示するものであること。</p> <p>(3) その作成後、少なくとも 5 年間維持管理されること。</p> <p>(4) オーガニック法及び本パートの規則の遵守を十分に実証するものであること。</p> <p>(c) 認証事業者は、農林水産省（その代行を行う所轄機関）及び認証機関が、かかる記録を通常の営業時間内に入手、閲覧、検査及びコピーできるよう対応しなければならない。</p>	<p>理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機農産物又は有機飼料の出荷の日から 1 年以上保存すること。</p>
<p>§ 205. 105 禁止されている物質、手法及び原</p>	<p>「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック○○○使用」として農林物資を販売またはラベル表示するためには、当該製品を、下記の物質を用いずに生産しなければならない。</p>	<p>禁止されている物質、手法としてまとまった形ではないが、各日本農林規格第 2 条の（生産の原則）及び第 4 条の（生産の方法についての基準）に該当する規定がある。それぞれの規定については、農産物生産基準およびハンドリング（加工食品）の基準の欄に記載</p>

<p>材料</p> <p>§ 205. 290 暫定的な適用除外</p>	<p>(a) 化学合成された物質及び原材料。但し、ナショナル・リスト（§ 205.601）において定められている場合を除く。</p> <p>(b) ナショナル・リスト § 205.602 において禁止されている非化学合成物質</p> <p>(f) 食品医薬品局の規則 21 CFR 179.26 において記載された放射線照射</p> <p>(g) 下水汚泥</p> <p>(1) 下記の事由により、農水省等が暫定的な適用除外を設ける場合、適用除外の対象となる要件は、§ 205. 203 から § 205. 207 までの要件である。</p> <p>(i) (農水省等が認めた) 自然災害</p> <p>(ii) 旱魃、強風、洪水、過湿、ひょう、竜巻、地震、火災、その他の事業の中断による被害</p> <p>(iii) オーガニック生産もしくはオーガニックハンドリングに使われる技法、品種ないしは成分の研究または試用・試験を目的に、ある手法を用いること</p> <p>(2) 暫定的な適用除外は § 205. 105 により禁止された手法、原料・物質もしくは手順・手続きには認められない。</p>	<p>した。</p> <p>この項に該当する規定はない。</p>
---	--	----------------------------------

<p>(原則) サブパート C 生産の要件 § 205.200 一般事項</p>	<p>日本農林規格の生産の原則という文言での規定はないが、NOP § 205.200 に一般事項として、以下の規定がある。</p> <p>「100%オーガニック」、「オーガニック」もしくは「オーガニック○○○使用」として農林物資を販売、ラベル表示または表示することを意図した生産業者は、この章の該当する規定を遵守しなければならない。</p> <p>本サブパートに従って実施される生産法は、土壌と水の質を含め、事業の天然資源の維持もしくは強化を図るものでなくてはならない。</p> <p>生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数に係る右のような要件規定はない。</p> <p>但し、資格を喪失する場合として次の規定がある。(NOP § 205.662 の (f) の (2))</p> <p>認証を取り消された認証事業又は当該事業の責任を有する関係者は、当該より消しの日から 5 年間の間、認証を受ける資格を喪失する。</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 2 条有機農産物の生産の原則) 有機農産物は、次の (1) に従い生産することとする。(第 2 条)</p> <p>(1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産あつては農産物林産物に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</p> <p>(有機農産物の認定の技術的基準の三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数)</p> <p>1 生産行程管理担当者 生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校で農業生産に関する授業科目の</p>
--	--	--

		<p>単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 2 年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 3 年以上従事した経験を有する者</p> <p>2 生産行程管理責任者</p> <p>(1) 生産行程管理担当者が 1 人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。</p> <p>(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として 1 人選任されていること。</p> <p>（有機農産物の認定の技術的基準の五 格付を担当する者の資格及</p>
--	--	---

<p>§ 205.202 圃場の条件</p>	<p>(a) § 205.203 から § 205.206 までの規定に従って管理されていること。</p> <p>(b) 多年生作物、1 年生作物の区別なくすべて、禁止物質が収穫前 3 年以上施用されていないこと。</p> <p>(c) 農作物への禁止物質の意図せぬ施用またはオーガニック管理下でない隣接地に施用された禁止物質との接触を防ぐことを目的に、用排水路など、明らかにそれと分かり、明確に定義された境界及び緩衝帯が整備されているこ</p>	<p>び人数)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 格付担当者 格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の 1 の (1) から (3) までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。 2 格付責任者 格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として 1 人選任されていること。 <p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条圃場又は採取場の項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ほ場については、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前 3 年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前 2 年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2 年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農産物の生産を開始した場合にあつてはは種又は植付け前 1 年以上）の間、この
----------------------------	---	---

<p>§ 205. 203 肥培管理 (土壌肥沃土及び作物養分の管理実施基準)</p>	<p>と。 「転換期間中」という概念、規定はない。</p> <p>(a) 土壌の物理的、化学的及び生物学的状態を維持改善させ、土壌侵食を最小限に防止する耕作法をおこなうこと。</p> <p>(b) 輪作、被覆作物と植物性並びに動物性由来の資材の施用を通じて、作物養分及び土壌肥沃度の管理を行うこと。</p> <p>(c) 植物性並びに動物性由来の資材の管理については、病原体、重金属もしくは残留禁止物質による農作物、土壌ないしは水の汚染を防止するよう対策を講じながら、土壌の有機物含有率を維持改善させなければならない。植物性並びに動物性由来の資材には、下記などが</p>	<p>表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(2) 転換期間中のほ場（(1) に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、(1) に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については転換開始後最初の収穫前 1 年以上の間、この表ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。</p> <p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条ほ場における肥培管理の項)</p> <p>1 当該ほ場において生産された農産物の残さに由来するたい肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表 1 の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>
---	---	---

	<p>含まれる。</p> <p>(1) 家畜糞尿（下記の場合以外は、堆肥化しなければならない）</p> <p>(i) 非食用農作物を栽培する圃場に施用する場合</p> <p>(ii) 可食部分が土壌表面や土粒子に直接接触れる生産物の場合は、収穫前 120 日より前に施用する場合</p> <p>(iii) 可食部分が土壌表面や土粒子に直接接触れない生産物の場合は、収穫前 90 日より前に施用する場合</p> <p>(2) 下記の工程を経て生産された植物性原料及び動物性原料の堆肥。</p> <p>(i) 当初の C/N 比を 25 から 40 の間に設定する。</p> <p>(ii) 容器内または通気型堆積システムを用いる場合、55°C から 76.7°C で 3 日間保持する。</p> <p>(iii) ウインドロー型システムを用いる場合、55°C から 76.7°C で 15 日間保持し、その間切り返しを 5 回以上行う。</p> <p>(3) 堆肥化されていない植物性原料</p>	<p>2 きのご類の場合（省略）</p>
--	---	----------------------

	<p>(d) 下記の物質を施用することで作物養分と土壌肥沃度を管理して、病原体、重金属もしくは残留禁止物質による農作物、土壌ないしは水の汚染をさせない方法で、土壌の有機物含有率を維持改善させることができる。</p> <p>(1) オーガニック農作物生産での使用が許可される化学合成物質のナショナル・リストに記載された肥料もしくは土壌改良資材</p> <p>(2) 低溶解度の採掘鉱物</p> <p>(3) 高溶解度の採掘鉱物。但し、当該物が、農作物生産に用いることが禁止されている非化学合成物のナショナル・リストに定められた条件を遵守して使用される場合に限る。</p> <p>(4) 本項の (e) において禁じられている場合を除き、植物性原料及び動物性原料の燃焼により生じた灰。但し、燃焼された当該原料が禁止物質によって処理もしくは禁止物質と混合されていない場合か、かかる灰がオーガニック農作物生産に用いることが禁止されている非化学合成物のナショナル・リストに記載されていない場合に限る。</p> <p>(5) 製造工程で化学的に変化させられた植</p>	
--	--	--

	<p>物性及び動物性資材については、ナショナル・リストにおいてオーガニック農作物生産で使用が許可される化学合成物質として記載されている化学物質を使用している場合に限り使用ができる。</p> <p>(e) 生産業者は下記の物質を使用してはならない。</p> <p>(1) オーガニック農作物生産での使用が許可される化学合成物質としてナショナル・リストに記載されていない化学合成物質を含有する肥料または植物性原料及び動物性原料の堆肥（注：工業的畜産由来のふん尿は飼料の中の銅、亜鉛等や抗生物質を含む場合が多い。日本ではその堆肥材料としての使用が有機農業で黙認されているが、コーデックスの有機農業基準で堆肥材料として使用することが禁止されている。）</p> <p>(2) 40CFR パート 503（下水汚泥の使用や廃棄の連邦基準）において定義されている下水汚泥</p> <p>(3) 事業において発生した農作物残渣を処分する手段としての焼却・燃焼物。但し、病害の蔓延防止または種子発芽率向上を目</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条 一般管理の項)</p> <p>土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。</p>
--	---	---

<p>§ 205. 204 種子及び栄養繁殖苗の実施基準</p>	<p>的とした焼却は行うことができる。</p> <p>(a) 生産業者は、オーガニックな手法で育てられた種子、一年生苗及び栄養繁殖苗を使わなければならない。但し、下記の場合は、その限りではない。</p> <p>(1) オーガニック生産された同等の品種が商業的に購入不可能な場合は、非オーガニック生産された、無処理の種子及び栄養繁殖苗をオーガニック農作物の生産に使用できる。但し、食用新芽（スプラウト）の生産にはオーガニック生産された種子を使わなければならない。</p> <p>(2) オーガニック生産または無処理の同等の品種が商業的に購入不可能な場合は、ナショナル・リストでオーガニック農作物生産での使用が許可される化学合成物質で処理された、非オーガニック生産の種子及び栄養繁殖苗をオーガニック農作物の生産に使用できる。</p> <p>(3) 非オーガニック生産の一年生苗であっても、暫定的な適用除外（§ 205. 290）が認められていれば、オーガニック農作物の生産に使用できる。</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条ほ場に使用する種子、苗等又は種菌の項)</p> <p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は種菌であること。</p> <p>2 1 の種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子、苗等又は種菌の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等又は天然物質若しくは化学的処理を行っていない天然物質に由来する培養資材を使用して生産された種菌を使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる種子、苗等又は種菌は、組換え DNA 技術を用いて生産されたものでないこと。</p> <p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条育苗管理の項)</p>
--------------------------------------	---	---

<p>§ 205.205 輪作の実施 基準</p>	<p>(4) 多年生作物の生産に使用される、非オーガニック生産の栄養繁殖苗であっても、オーガニック管理システム下で1年以上栽培されていることを条件に、オーガニック生産として販売、ラベル表示または表示できる。</p> <p>(5) 禁止物質で処理された種子、一年生苗及び栄養繁殖苗であっても、当該物質の施用が植物検疫上の規則で義務付けられている場合は、オーガニック農作物の生産に使用できる。</p> <p>生産者は、下記の役目を果たす為に、その事業に適した芝草、被覆作物、緑肥作物及び間作物などの輪作を行わなければならない。</p> <p>(a) 土壌の有機物含有率の維持または改善 (b) 一年生作物及び多年生作物の有害生物管理 (病虫害対策) (c) 作物養分の過剰・欠乏の管理 (d) 土壌侵食防止</p>	<p>育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表ほ場又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去3年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材 <p>(有機農産物の日本農林規格には特に輪作の規定はない。)</p>
-----------------------------------	---	--

<p>§ 205.206 病虫害防除、雑草対策</p>	<p>(a) 生産業者は、害虫、雑草及び病気の予防を目的に、下記のような管理法を用いなければならない。</p> <p>(1) 肥培管理 § 205.203 ならびに輪作 § 205.205 の規定に従った、輪作、土壌養分及び作物養分の管理法</p> <p>(2) 病気の媒介者、雑草種子並びに有害生物の生息場所を除去する衛生対策</p> <p>(3) その地域特有の状況への適合性と、多く見られる害虫、雑草及び病気への耐性に焦点を当てた、植物の種及び品種の選択を含む、農作物の健康を増進させる耕種的手法</p> <p>(b) 有害生物の問題は、下記の機械的又は物理的な手法などを通じて防除できる。</p> <p>(1) 有害生物種の捕食者若しくは寄生者の増殖又は導入</p> <p>(2) 有害生物の天敵が生息する場所の整備</p> <p>(3) 擬餌ばり、わな及び忌避物質などのような化学合成手法を用いない防除策</p> <p>(c) 雑草の問題は、下記の事項を通じて防除できる。</p> <p>(1) 完全に生物分解性である材料を使つての</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条ほ場における有害動植物の防除の項)</p> <p>耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによつてはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表 2 の農薬（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。</p>
---------------------------------	---	--

	<p>マルチング（註：化学製品の生分解性資材のようなものではなく、ワラのようなものを意味する。）</p> <p>(2) 草刈り</p> <p>(3) 放牧</p> <p>(4) 手取り除草及び機械を使つての耕作</p> <p>(5) 火炎、熱又は電気的手段</p> <p>(6) プラスチック、その他の合成的なマルチ （但し、栽培期又は収穫期の終了時には、圃場からこれらを除くしなければならぬ。）</p> <p>(d) 病気の問題は、下記の事項を通じて防除できる。</p> <p>(1) 病原体の拡散を抑制する管理手法</p> <p>(2) 生物学的、植物性又は鉱物性の非化学合成的な生産材料の活用</p> <p>(e) 前 (a) から (d) までに記載された手法では、害虫、雑草及び病気を十分に予防若しくは防除できない場合には、下記のものを利用して、害虫、雑草若しくは病気の予防、抑制又は防除を図ることができる。</p> <p>(1) 生物学的又は植物性の物質</p> <p>(2) ナショナル・リストに記載されている、</p>	
--	---	--

<p>§ 205. 207 野生作物の 収穫の実施 基準</p>	<p>オーガニック農作物生産での使用が許可される化学合成物質。但し、当該物質の使用状況はオーガニック・システム・プランに記録されなければならない。</p> <p>(f) 生産業者は、新たな設置または交換の目的で、ヒ酸塩やその他の禁止物質で処理された木材を使い、それを土壌に触れさせてはならない。</p> <p>(a) オーガニックとして販売、ラベル表示または表示されることになっている野生作物は、禁止物質が、当該野生作物が収穫される 3 年前から施用されていない地域から収穫されねばならない。</p> <p>(b) 野生作物は、その収穫または採集が環境に悪影響を及ぼさず、かつ、野生生物の生育及び生産を持続させる方法で収穫されねばならない。</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 2 条、有機農産物の生産の原則の (2) 及び第 4 条、ほ場又は採取場の項の 2) に該当</p> <p>(2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。</p> <p>2 採取場については、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前 3 年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。</p>
<p>§ 205. 271 施設の有害 生物管理実 施基準</p>	<p>(a) オーガニックの生産業者は、下記の事項を含む（が、これに限らない）有害生物を防ぐ為の管理法を用いなければならない。</p> <p>(1) 有害生物の生息環境、食料源並びに繁殖場</p>	<p>(有機農産物の日本農林規格第 4 条収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項)</p> <p>収穫以後の工程において、</p> <p>1 この表ほ場又は採取場の項、ほ場に使用する種子、苗等又は</p>

	<p>所の除去</p> <p>(2) 取扱い施設への侵入防止</p> <p>(3) 有害生物の増殖を防ぐ為の、温度、明るさ、湿度、空気循環など環境要因の管理</p> <p>(b) 有害生物は、下記の対応を通して防除できる。</p> <p>(1) わな、光若しくは音など、機械的ないしは物理的な防除策</p> <p>(2) ナショナル・リストに準拠した非化学合成ないしは化学合成の物質を使った擬餌針、もしくは忌避物質</p> <p>(c) 上記 (a) 並びに (b) において定められた手法では有害生物の予防ないしは防除に効果が見られない場合には、ナショナル・リストに準拠した非化学合成物質または化学合成物質を施用できる。</p>	<p>種菌の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場又は採取場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表 2 の農薬及び有機加工食品の日本農林規格別表 2 の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表 3 の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>(3) 放射線照射を行わないこと。</p> <p>(4) 有機農産物の日本農林規格に従い生産された農産物が、農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>
--	---	--

<p>サブパート D ラベル、ラ ベル表示及び 市場情報 § 205.300 「オーガニ ック」とい う用語の使 用 § 205.303 「100 % オ ーガニッ</p>	<p>(a) 「オーガニック」という用語は、本パートの規則に従って生産及びハンドリングが行われた（原材料を含む）未加工又は加工された農林物資のラベル及びラベル表示にしか使用できない。「オーガニック」という用語を製品名に用いて、当該製品の非オーガニック原材料を修飾してはならない。</p> <p>(b) 外国のナショナル・オーガニック基準もしくは外国の契約販売先の要件に応じて生産及び認証された輸出用製品は、搬送容器と船積み書類が § 205.307 (c) に記載されたラベル表示要件を満たしていることを条件に、かかる輸出先の国又は契約販売先のオーガニック・ラベル表示要件に従ってラベル表示できる。</p> <p>(c) 外国で生産され、販売用に米国に輸入された製品は、本パートのサブパート E に従って認証を受け、かつ、本サブパート D に従ってラベル表示されなければならない。</p> <p>(義務表示) 表示 100%オーガニック (100 percent organic)、</p>	<p>(有機農産物の農林規格 第 5 条) 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。 (1) 「有機農産物」</p>
---	---	--

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準（農作物及び野生作物）第 2 版

<p>ク」又は「オーガニック」とラベル表示された包装済み製品</p>	<p>オーガニック (organic) のいずれか 原材料名 オーガニック原材料ごとに、オーガニックと記載するか、*などの記号をつけて当該原材料がオーガニック生産されたことを明示した説明書きをつける。原材料に含まれる水と塩をオーガニックとすることはできない。</p> <p>認証機関名 製品のハンドリング業者名もしくは販売業者名の下部に、Certified by ××× (×××認証) または類似の表示を行う。(×××は最終製品を認証した認証機関名) (任意表示)</p> <p>USDA 印章 (米国農務省印章) 100%オーガニック、オーガニックの場合は使用可 (オーガニック○○○使用の場合は使用不可)</p> <p>認証機関ロゴ等 100%オーガニック、オーガニックの場合 最終製品を認証した認証機関と、原材料を認証した認証機関の印章、ロゴ等。但し、単独で USDA の印章より目立つ場所に表示してはならない。</p>	<p>(2) 「有機栽培農産物」 (3) 「有機農産物○○」又は「○○ (有機農産物)」 (4) 「有機栽培農産物○○」又は「○○ (有機栽培農産物)」 (5) 「有機栽培○○」又は「○○ (有機栽培)」 (6) 「有機○○」又は「○○ (有機)」 (7) 「オーガニック○○」又は「○○ (オーガニック)」</p> <p>(注) 「○○」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。</p> <p>2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p> <p>3 第 1 項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項 (1)、(3)、(6) 及び (7) の例のいずれかにより記載すること。</p>
------------------------------------	---	---

<p>§ 205.307 未加工又は加工された農林物資の出荷ないしは貯蔵のみで使用される非小売用容器のラベル表示</p>	<p>(a) 下記が表示できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 最終製品を認証した認証機関名とその連絡先 (2) 製品がオーガニックであることを示す識別符号（表示） (3) 製品のオーガニック性を保全するためのハンドリングの注意書き (4) USDA 印章 (5) 最終製品を認証した認証機関の印章、ロゴ等 <p>(b) 内容物がオーガニック原材料であるとラベル表示された、出荷ないしは貯蔵に使用される非小売用容器には、該当する場合、製品の生産ロット番号を表示しなければならない。（義務）</p> <p>(c) オーガニックとラベル表示された輸出向けの搬送容器には、輸出先の搬送容器ラベル表示要件もしくは外国の契約販売先の搬送容器ラベル表示要件に従ったラベル表示ができる。但し、搬送容器並びに船積み書類には、「輸出専用」(For Export Only) と明確に表示する。</p>	<p>[左欄の非小売用容器の表示について]</p> <p>有機食品の名称表示として小売用、非小売用の区別はないが、生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準において、業務用食品の表示事項及び表示方法の規定があるので、その要点を下記に示す。 詳しくは各基準を参照のこと。 (生鮮食品品質表示基準)</p> <p>1. (第 4 条の 2 第 1 項より) 業務用生鮮食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 (2) 原産地 (3) 内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所（特定商品であって密封されたものの場合）（同第 5 項の準用規定より） <p>2. (同条第 3 項第 3 号より) 業務用生鮮食品の原産地が 2 以上ある場合にあっては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の多い順がわかるように記載すること。</p> <p>3. (同条第 4 項より) 小売販売業者以外の販売業者は、第 1 項に規定する事項の表示を、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。）にしなければならない。</p>
<p>§ 205.308 包装以外の</p>	<p>(a) 製品名を修飾する「100%オーガニック」もしくは「オーガニック」の該当する方を小売陳</p>	<p>[左欄の包装以外の態様で小売販売されるものに対応するもの] いわゆるバラ売りの場合の表示であるが、</p>

<p>態様で小売販売されるもの [100% オーガニック、オーガニック]</p>	<p>列、ラベル表示及び陳列容器に使用することができる。但し、「オーガニック」という用語は原材料表示に記載された原材料の、どれがオーガニック原材料か区別して使用されなければならない。</p> <p>(b) 製品が認証された施設で調製される場合には、小売陳列、ラベル表示及び陳列容器に下記のマークを使用できる。</p> <p>(1) USDA 印章</p> <p>(2) 最終製品を認証した認証機関と製品に使われる原料を認証した認証機関の印章、ロゴ等。但し、かかる印章等は単独で、USDA 印章より目立つ場所に表示してはならない。</p>	<p>1. 加工食品品質表示基準は、適用の範囲を包装品に限っている（第 1 条）、表示義務はない。</p> <p>2. 生鮮食品品質表示基準は、適用の範囲が生鮮食品全般なので（第 1 条）、表示義務がある。したがって、名称、原産地等の表示が必要となる。</p>
<p>§ 205.311 米国農務省の印章</p>	<p>米国農務省の印章は、図 1（Figure 1）に示した例の態様及び意匠を再現したものでなくてはならない。また下記のように、明瞭かつ見易く印刷されねばならない。</p> <p>(1) 白色の背景で、外円を茶色にし、白色の上半円に緑色で「USDA」という用語を、また、緑色の下半円に白色で「オーガニック」という用語を入れる。</p>	<p>（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法 第 1 条、第 2 条）</p> <p>第 1 条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表 1、別表 2、別表 3、別表 4、別表 5 及び別表 6 に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。</p> <p>第 2 条 表示の様式は、（中略）別表 4 に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式 4（中略）のとおりとする。</p> <p>別表 4（第 1 条、第 2 条関係）</p>

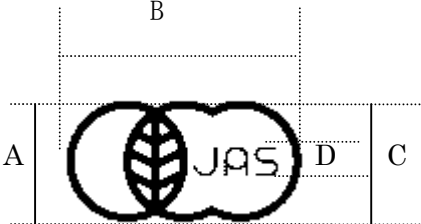
	<p>あるいは、</p> <p>(2) 白色か透明の背景で、外円を黒色にし、白色か透明の上半円に黒色で「USDA」という用語を、また、黒色の下半円に濃淡が異なる白色か透明で「ORGANIC」という用語を入れる。</p> <p>(3) 緑色もしくは黒色の下半円に、耕作された圃場を模して、左から右へと水平線右端まで伸びる 4 本の細い直線を入れることもできる。</p>	<p>1 有機農産物 2 有機加工食品 3 有機畜産物</p> <p>別記様式 4（第 2 条関係）</p>  <p>(1) Aは、5 mm以上とする。 (2) Bは、Aの 2 倍とし、Dは、Cの $3/10$ とする。 (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。 (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。</p> <p>（飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法 第 3 条） 第 3 条 表示の方法は、容器若しくは包装の 1 個ごとに見やすい箇所、又は送り状に付することとする。</p>
--	---	--



Figure 1

サブパート G 管理運営関連 許可物質及び禁止物質のナショナル・リスト（NOP）と日本農林規格別表

NOP 項目	NOP	該当する JAS 関係	
<p>§ 205.601 オーガニックな作物生産への使用が許可されている化学合成物質</p>	<p>下記の化学合成物質は、その使用が農作物、土壌もしくは水を汚染させないことを条件に、オーガニック農作物の生産に使用できる。但し、本項の許可物質は、(a) の消毒剤及び殺菌剤と、(c)、(j)、(k) 及び (l) の当該物質を除き、§ 205.206 (a) から § 205.206 (d) において定められた管理法や防除手法による対応では、標的害虫の予防又は防除に不十分であることが判明した場合以外には使用できない。</p> <p>(a) 灌漑設備の洗浄システムを含む、殺藻剤、消毒剤及び殺菌剤として</p> <p>(1) アルコール類</p> <p>(i) エタノール</p> <p>(ii) イソプロパノール</p> <p>(2) 塩素系物質—但し、水の残留塩素濃度が、飲料水安全法に基づいた、消毒剤の最大残留限量を超えないものとする。</p> <p>(i) 次亜塩素酸カルシウム</p> <p>(ii) 二酸化塩素</p> <p>(iii) 次亜塩素酸ナトリウム</p> <p>(3) 硫酸銅—水田の殺藻剤として使用し、</p>	<p>(有機農産物の農林規格 別表 1)</p> <p>当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に使用できる肥料及び土壌改良資材（同第 4 条関係）</p>	<p>基 準</p>
<p>肥料及び土壌改良資材</p> <p>植物及びその残さ由来の資材</p> <p>発酵、乾燥又は焼成した排泄物由来の資材</p> <p>食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材</p> <p>と畜場又は水産加工場からの動物性産品</p>	<p>家畜及び家きんの排泄物に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p>		

	<p>24ヶ月間で1圃場当たり1回の施用に制限。施用量は生産者と認証機関の間で合意された期間の間に、基準土壌試験の銅の数値を上昇させない範囲に制限。</p> <p>(4) 過酸化水素</p> <p>(5) オゾンガス－灌漑設備の洗浄剤としての使用に限る</p> <p>(6) 過酢酸－装置・機器、種子及び無性繁殖の植栽材料の消毒に使用</p> <p>(7) 石鹼成分を原料とした殺藻剤/除苔剤</p> <p>(8) 過炭酸ナトリウム－連邦法は食用農作物生産でのこの物質の使用を、認可された食物用途に限定している。このことが生産物のラベル上で確認できること。</p> <p>(b) 除草剤か防草剤のうち下記に該当するもの</p> <p>(1) 除草剤（石鹼成分が原料）－農場の維持管理（車道、溝、通行権の与えられた道路、建物の周囲）及び花卉に使用</p> <p>(2) マルチ</p> <p>(i) 光沢インクや着色インクが使われていない新聞紙、その他の再生紙</p>	<p>由来の資材</p> <p>発酵した食品</p> <p>廃棄物由来の資材</p> <p>バークたい肥</p> <p>グアノ</p> <p>乾燥藻及びその粉末</p> <p>草木灰</p> <p>炭酸カルシウム</p> <p>塩化加里</p> <p>硫酸加里</p> <p>硫酸加里苦土</p> <p>天然りん鉱石</p> <p>硫酸苦土</p>	<p>食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。</p> <p>天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然鉱石を水洗精製したものであること。</p> <p>カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p>
--	---	--	---

	<p>(ii) プラスチック類のマルチ及びカバー（ポリ塩化ビニール（PVC）以外の石油系）</p> <p>(c) 堆肥の原料として—光沢インクや着色インクが使われていない新聞紙、その他の再生紙</p> <p>(d) 動物の忌避剤として—石鹼成分、アンモニウム—大型動物の忌避剤としての使用に限り、土壌もしくは農作物の可食部分との接触禁止</p> <p>(e) 殺虫剤として（殺ダニ剤・ダニ防除剤を含む）</p> <p>(1) 炭酸アンモニウム—捕虫器の餌としての使用に限り、農作物又は土壌との直接的な接触禁止</p> <p>(2) 水溶性のケイ酸カリウム—ケイ酸カリウムの製造に使用するケイ酸は、天然の砂由来のものでなければならない。</p> <p>(3) ホウ酸—建物の有害生物防除、オーガニック食品又はオーガニック農作物との直接的な接触禁止</p> <p>(4) 硫酸銅—水稻生産におけるカブトエビの防除剤として使用し、24ヶ月間で1</p>	<p>水酸化苦土 石こう（硫酸カルシウム） 硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉砕したもの 木炭 泥炭</p>	<p>天然鉱石を粉砕したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>上記生石灰に由来するものであること。 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限るこ</p>
--	---	---	---

	<p>圃場当たり 1 回の施用に制限。施用量は生産業者と認証機関の間で合意された期間の間に、基準土壌試験の銅の数値を上昇させない水準に制限。</p> <p>(5) 硫黄元素</p> <p>(6) 石灰硫黄合剤－多硫化カルシウムを含む</p> <p>(7) 油類（園芸用）－蒸留範囲が狭い油類を休眠期用、くん煙用及び夏期用の油類として。</p> <p>(8) 石鹼成分（殺虫効果のある）</p> <p>(9) 粘着式トラップ/柵</p> <p>(10) ショ糖オクタン酸エステル－承認されたラベル表示に従う。</p> <p>(f) 害虫管理として、フェロモン</p> <p>(g) 殺鼠剤として</p> <p>(1) 二酸化イオウ－地中に生息するげっ歯類の防除以外の使用禁止（発煙用）</p> <p>(2) ビタミン D₃</p> <p>(h) スラッグ・ベイト（ナメクジの毒）もしくはスネイル・ベイト（カタツムリの毒）として、リン酸第二鉄</p> <p>(i) 植物病害の防除剤として</p>	<p>ベントナイト</p> <p>パーライト</p> <p>ゼオライト</p> <p>バーミキュライト</p> <p>けいそう土焼成粒</p> <p>塩基性スラグ</p> <p>鉍さいけい酸質肥料</p> <p>よう成りん肥</p> <p>塩化ナトリウム</p> <p>リン酸アルミニウムカルシウム</p> <p>塩化カルシウム</p>	<p>と。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して 1 k g 中 9 0 m g 以下であるものであること。</p> <p>海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。</p> <p>カドミウムが五酸化リンに換算して 1 k g 中 9 0 m g 以下であるものであること。</p>
--	---	--	--

	<p>(1) 水溶性のケイ酸カリウム-ケイ酸カリウムの製造に使用するケイ酸は、天然の砂由来のものでなければならない。</p> <p>(2) 銅（固定化）-水酸化銅、酸化銅、塩基性塩化銅（オキシ塩化銅）、EPA の許容量の対象外製品を含む（但し、銅系の物質は、土壌における蓄積を最小限に抑える方法で使用し、また、除草剤として使用してはならない。）</p> <p>(3) 硫酸銅-土壌における銅の蓄積を最小限に抑える方法で使用しなければならない。</p> <p>(4) 消石灰</p> <p>(5) 過酸化水素</p> <p>(6) 石灰硫黄合剤</p> <p>(7) 油類（園芸用）-蒸留範囲が狭い油類を休眠期、薫煙及び夏期用の油類として</p> <p>(8) 過酢酸-火傷病菌の防除用</p> <p>(9) 重炭酸カリウム</p> <p>(10) 硫黄元素</p> <p>(11) ストレプトマイシン、リンゴとナシの火傷病菌防除用以外の使用禁止</p> <p>(12) テトラサイクリン（オキシテトラサ</p>	<p>食酢 乳酸</p> <p>製糖産業の副産物</p> <p>肥料の造粒材及び固結防止材</p> <p>その他の肥料及び土壌改良資材</p>	<p>植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。</p> <p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。</p> <p>植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することがで</p>
--	---	---	---

	<p>塩、炭酸塩、酸化物又はケイ酸塩</p> <p>(7) 液状の魚類製品—硫酸、クエン酸又はリン酸で pH の調整可能。酸の使用量は、pH3.5 に下げるのに最小限必要な量を超えない。</p> <p>(8) ビタミン B₁、ビタミン C 及びビタミン E</p> <p>(9) 亜硫酸—本項の (j) (2) につき 99% の純度の硫黄元素を利用する資材を農場内で生産するために使用する場合。</p> <p>(k) 植物の成長調整剤として、エチレンガス—パイナップルの開花の調整用</p> <p>(1) 収穫後のハンドリングにおける浮揚剤として</p> <p>(1) リグニンスルホン酸塩</p> <p>(2) ケイ酸ソーダー—樹木の果実及び繊維の加工用</p> <p>(m) 環境保護庁 (EPA) の分類に従った化学合成不活性成分として、本セクションに記載され、かかる物質の使用に設けられた限量に従い、殺虫剤の活性成分として使用される非化学合成物質もしくは化学合成物質とともに使用。</p>	<p>硫黄粉剤</p> <p>硫黄・銅水和剤</p> <p>水和硫黄剤</p> <p>石灰硫黄合剤</p> <p>シイタケ菌糸体抽出物液剤</p> <p>炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹</p> <p>炭酸水素ナトリウム・銅水和剤</p> <p>銅水和剤</p> <p>銅粉剤</p> <p>硫酸銅</p> <p>生石灰</p> <p>天敵等生物農薬</p> <p>性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤</p>	<p>ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。</p> <p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p>
--	--	---	--

<p>§ 205. 602 オーガニック農作物生産への使用が禁止される非化学合成物質</p>	<p>(1) EPA のリスト 4—最小限の懸念 (Minimal Concern) の不活性物質 (2) EPA のリスト 3—毒性が不明の不活性物質で許可されるもの—パッシブ型フェロモンディスペンサーに使用する不活性物質の場合に限る。 (n) 種子調整—塩化水素—植え付け用綿実種子の地毛除去用</p> <p>下記の非化学合成物質をオーガニック作物の生産に使うことはできない。</p> <p>(a) きゅう肥の燃焼により生じた灰 (b) ヒ素 (c) 塩化カルシウム—自然な海水から製造したもので、カルシウム吸収に伴う生理的障害に対処するための葉面散布以外の使用禁止 (d) 鉛の塩 (e) 塩化カリウム—掘採物由来で、土壌における塩化物の蓄積を最小限に抑える方法で施用される場合を除く (f) フッ化アルミニウムナトリウム（掘採物）</p>	<p>混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤</p>	<p>カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。</p>				
		<p>(有機農産物の農林規格 別表 3)</p> <p>品質の保持改善が、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合に使用できる資材（第 4 条収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項関係）</p>					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>調製用等資材</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭酸カルシウム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水酸化カルシウム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調製用等資材	基準	炭酸カルシウム		水酸化カルシウム
調製用等資材	基準						
炭酸カルシウム							
水酸化カルシウム							

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準（農作物及び野生作物）第 2 版

	<p>(g) 硝酸ナトリウムー使用量を作物の窒素要求総量の 20%を超えない量に制限する場合は除く。スピルリナ生産への使用は、2005年10月21日まで可とする。</p> <p>(h) ストリキニーネ</p> <p>(i) タバコ粉塵（硫酸ニコチン）</p>	<p>二酸化炭素 窒素 エタノール カゼイン ゼラチン 活性炭 タルク ベントナイト カオリン ケイソウ土 パーライト L-酒石酸 L-酒石酸水素カリウム L-酒石酸ナトリウム クエン酸 微生物由来の調製用等資材 酵素 卵白アルブミン アイシングラス 植物油脂 樹皮成分の調製品 ヘーゼルナッツの殻 エチレン</p>	<p>バナナ及びキウイフルーツの追熟に</p>
--	---	--	-------------------------

NOP 認証取得のための生産及びハンドリングの基準（農作物及び野生作物）第 2 版

		硫酸アルミニウムカリウム	使用する場合に限ること バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
--	--	--------------	--